

はなの苑居宅介護支援事業所  
重要事項説明書

社会福祉法人華野福社会



## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業者の内容

### (1) 居宅介護支援事業所の概要

事業者法人名	社会福祉法人華野福祉会
法人所在地	広島県尾道市向東町12255番地1
代表者氏名	理事長 笠井 裕
電話番号	0848-20-6320
事業所の種類	居宅介護支援事業所
事業所名	はなの苑居宅介護支援事業所
管理者名	山岡 愛弓
所在地	広島県尾道市向東町12255番地1
電話番号	0848-20-6322
介護保険指定番号	居宅介護支援 広島県3471100085
指定年月日	平成11年12月28日
開設年月日	平成12年4月1日

通常の事業の実施地域 尾道市全域（但し、御調町、浦崎町、百島、因島、瀬戸田町を除く）

### (2) 事業所の従業者体制 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の管理・運営全般	1名	—	1名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	4名	—	4名

### (3) 営業日及び営業時間

月～日曜日 8時30分～17時30分

（但し、緊急時の電話連絡は24時間連絡体制 17：30以降は0848-20-6320にて対応）

## 3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務



に行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 11. 守秘義務に関する対策

①事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報は、個人情報保護法及び関係法令及び厚生労働省によるガイドラインに沿った取り扱いを行い、その他には利用しません。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

②「個人情報」の安全管理のため、次の業者に個人情報管理を委託します。

業者名：株式会社ワイズマン

住所：岩手県盛岡市盛岡駅前西通2丁目9-1 マリオス17F

#### 12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、従業者教育を行います。

#### 13. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：はなの苑居宅介護支援事業所管理者 山岡 愛弓

ご利用時間：月～日曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0848-20-6322

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

尾道市高齢者福祉課介護保険係

広島県尾道市久保一丁目15番1号

電話番号：0848-38-9440

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電話番号：082-554-0783 FAX番号：082-511-9126

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員 氏名 花本 博康 電話番号：0848-44-1877

氏名 岡田 麗子 電話番号：0848-45-2183

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

#### 14. 損害賠償について

当事業所のサービスを実施するなかで、当事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、当事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、当事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 15. 高齢者虐待防止の推進

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待防止のために、次に掲げる通りの必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者：管理者 山岡 愛弓

②成年後見人制度の利用を支援します。

③従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

④サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族。同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 16. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

① 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

③ サービス利用中に他の利用者や従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

## 17. 身体拘束などの適正化の推進

①利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため 緊急やむを得ない場を除き身体拘束などを行ってはいけない。

②身体拘束などを行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければいけない。

## 18. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した藍であっても、必要な介護サービスは継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底をもとめる観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画を策定する。未作成の場合は基本報酬を減算します。

## 19. 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択

選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、利用者に対しメリットおよびデメリットを含め十分な説明を行います。

令和 年 月 日

利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項説明書を説明しました。

<事業所>

所在地 広島県尾道市向東町12255番地1  
事業所名 はなの苑居宅介護支援事業所  
(指定番号：広島県3471100085)

管理者名 山岡 愛弓

説明者

令和 年 月 日

私は、本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受けました。

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 (続柄 )